

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」 (フリーランス・事業者間取引適正化等法) への対応について

令和6年11月1日より、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が施行されました。

本法律は、特定業務委託事業者(発注事業者)が特定受託事業者(フリーランス)へ業務委託を発注する際に、取引条件の明示等が義務付けられるものです。

つきましては、本法律への確実な対応を行うため、佐賀大学から業務を受託される特定受託事業者におかれましては、事前に本学担当者へ特定受託事業者に該当される旨をお知らせください。

○本法律における「特定受託事業者(フリーランス)」とは

- ・個人であって、従業員を使用しないもの
- ・法人であって、代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

※副業として業務委託で働くフリーランスを含む

注1) 従業員とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる労働者

注2) 実店舗の有無は関係しません

□参考 URL (フリーランス法関連)

特設サイト https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/index.html

リーフレット <https://www.jftc.go.jp/file/flreaflet.pdf>

パンフレット <https://www.jftc.go.jp/file/flpamph.pdf>

Q&A https://www.jftc.go.jp/flaw_limited/flaw_qa.html

< 本件に関する相談窓口 >

佐賀大学財務部経理調達課「契約関係等相談窓口」

連絡先： TEL 0952-28-8196

FAX 0952-28-8952

住 所： 〒840-8502 佐賀市本庄町1番地